

ダイワ外国債券インデックス(為替ヘッジあり)(ダイワSMA専用)

追加型投信/海外/債券/インデックス型

信託期間 : 2017年2月16日 から 無期限

基準日 : 2025年5月30日

決算日 : 毎年6月15日 (休業日の場合翌営業日)

回次コード : 5696

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

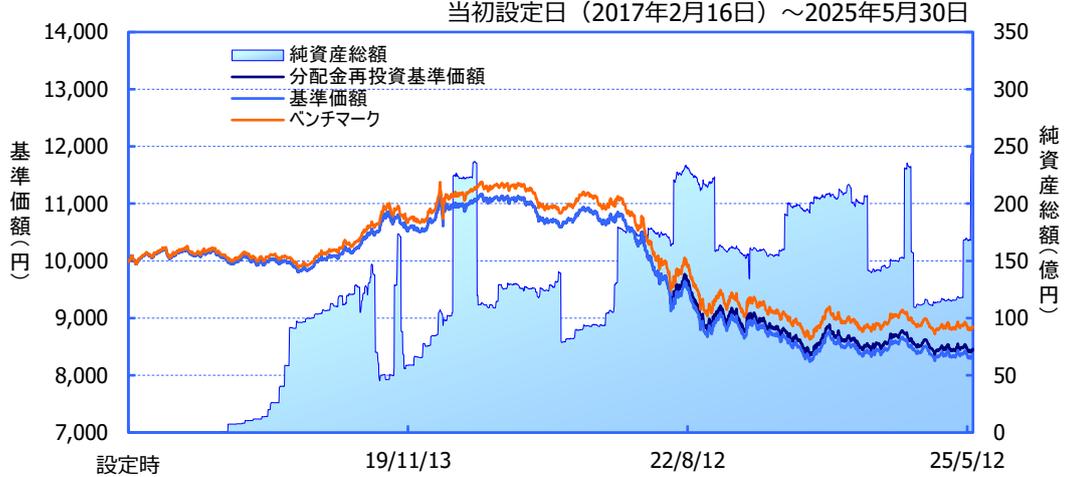
《基準価額・純資産の推移》

2025年5月30日現在

| | |
|-------|---------|
| 基準価額 | 8,350 円 |
| 純資産総額 | 244億円 |

期間別騰落率

| 期間 | ファンド | ベンチマーク |
|------|---------|---------|
| 1カ月間 | -0.9 % | -0.8 % |
| 3カ月間 | -0.7 % | -0.6 % |
| 6カ月間 | -1.5 % | -1.1 % |
| 1年間 | +0.1 % | +0.7 % |
| 3年間 | -12.9 % | -11.3 % |
| 5年間 | -22.9 % | -20.8 % |
| 年初来 | +0.1 % | +0.4 % |
| 設定来 | -15.4 % | -11.5 % |



※「分配金再投資基準価額」は、分配金実績があった場合に、当該分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものです。
 ※基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。
 ※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。
 ※当ファンドはFTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)をベンチマークとしていますが、同指数を上回る運用成果を保証するものではありません。
 ※FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
 ※グラフ上のベンチマークは、グラフの起点時の分配金再投資基準価額に基づき指数化しています。
 ※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

《主要な資産の状況》

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成

| 資産 | 銘柄数 | 比率 |
|--------------|-----|-------|
| 外国債券 | 694 | 97.7% |
| 外国債券 先物 | 7 | 1.4% |
| コール・ローン、その他※ | | 2.3% |
| 合計 | 701 | --- |

※外貨キャッシュ、経過利息等を含みます。

債券 格付別構成

| 格付別 | 比率 |
|------|-------|
| AAA | 72.4% |
| AA | 18.5% |
| A | 9.2% |
| BBB | --- |
| BB以下 | --- |

債券 種別構成

| 種別 | 比率 |
|----|-------|
| 国債 | 97.7% |

債券 ポートフォリオ特性値

| | |
|-----------|-----|
| 直接利回り(%) | 2.9 |
| 最終利回り(%) | 3.4 |
| 修正デュレーション | 6.3 |
| 残存年数 | 8.2 |

《分配の推移》

(1万口当たり、税引前)

| 決算期(年/月) | 分配金 |
|-------------|------|
| 第1期 (17/06) | 0円 |
| 第2期 (18/06) | 0円 |
| 第3期 (19/06) | 0円 |
| 第4期 (20/06) | 0円 |
| 第5期 (21/06) | 0円 |
| 第6期 (22/06) | 120円 |
| 第7期 (23/06) | 0円 |
| 第8期 (24/06) | 0円 |

分配金合計額 設定来 : 120円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。
 ※債券 ポートフォリオ特性値、格付別構成の比率は、債券ポートフォリオ(債券先物を除く)に対するものです。
 ※格付別構成については、当社所定の基準で採用した格付けを基準に算出しています。
 ※債券 ポートフォリオ特性値は、ファンドの組入債券等の各特性値(直接利回り、最終利回り等)を、その組入比率で加重平均したものです。
 ■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

設定・運用:

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社

加入協会

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
 一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会
 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

| 通貨別構成 | | 合計100.0% | 組入上位10銘柄 | | | | 合計9.8% |
|-------------|--------|----------------------------------|----------|-------|------------|------|--------|
| 通貨 | 比率 | 銘柄名 | 通貨 | 利率(%) | 償還日 | 比率 | |
| 日本円 | 100.8% | United States Treasury Note/Bond | 米ドル | 2.25 | 2027/08/15 | 2.5% | |
| マレーシア・リンギット | 0.0% | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND | 米ドル | 4.875 | 2026/05/31 | 1.1% | |
| カナダ・ドル | 0.0% | United States Treasury Note/Bond | 米ドル | 2 | 2026/11/15 | 1.1% | |
| シンガポール・ドル | 0.0% | United States Treasury Note/Bond | 米ドル | 1.625 | 2026/05/15 | 0.9% | |
| 南アフリカ・ランド | 0.0% | United States Treasury Note/Bond | 米ドル | 6.125 | 2027/11/15 | 0.9% | |
| スウェーデン・クローネ | -0.0% | US 2YR NOTE SEP 25 | 米ドル | --- | --- | 0.9% | |
| デンマーク・クローネ | -0.0% | United States Treasury Note/Bond | 米ドル | 2.625 | 2029/02/15 | 0.7% | |
| ニュージーランド・ドル | -0.0% | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND | 米ドル | 4.5 | 2027/04/15 | 0.6% | |
| イスラエル・シケル | -0.0% | FRENCH GOVERNMENT BOND | ユーロ | 2.5 | 2030/05/25 | 0.6% | |
| その他 | -0.9% | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND | 米ドル | 1.375 | 2031/11/15 | 0.6% | |

※比率は、純資産総額に対するものです。

《ファンドマネージャーのコメント》

※現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。

＜投資環境＞

海外債券市場では、金利は上昇しました。米国においては、関税政策をめぐる各国との交渉に進展がみられ、過度な景気悪化懸念が後退したことなどから、金利は上昇しました。また、減税を含む税制・歳出法案の審議が進展する中、財政悪化の見通しも金利上昇圧力となりました。その他の国についても、米国金利に連れる形で金利はおおむね上昇しました。

FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLC は、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLC に帰属します。

各ファンドの略称としてそれぞれ次を用いることがあります。

ダイワTOPIXインデックス(ダイワSMA専用): TOPIXインデックス

ダイワ日経225インデックス(ダイワSMA専用): 日経225インデックス

ダイワ外国株式インデックス(為替ヘッジあり)(ダイワSMA専用): 外国株式インデックス(為替ヘッジあり)

ダイワ外国株式インデックス(為替ヘッジなし)(ダイワSMA専用): 外国株式インデックス(為替ヘッジなし)

ダイワ日本債券インデックス(ダイワSMA専用): 日本債券インデックス

ダイワ外国債券インデックス(為替ヘッジあり)(ダイワSMA専用): 外国債券インデックス(為替ヘッジあり)

ダイワ外国債券インデックス(為替ヘッジなし)(ダイワSMA専用): 外国債券インデックス(為替ヘッジなし)

ダイワJ-REITインデックス(ダイワSMA専用): J-REITインデックス

ダイワ外国REITインデックス(為替ヘッジあり)(ダイワSMA専用): 外国REITインデックス(為替ヘッジあり)

ダイワ外国REITインデックス(為替ヘッジなし)(ダイワSMA専用): 外国REITインデックス(為替ヘッジなし)

「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指していうものとします。

《ファンドの目的・特色》

ファンドの目的

- ・特定の指数の動きに連動する投資成果をめざすマザーファンドを通じて、特定の有価証券に投資し、各市場の動きを反映した投資成果をめざして運用を行いません。

特定の指数：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）

マザーファンド：外国債券インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド

ファンドの特色

- ・当ファンドは、投資者と販売会社が締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。
当ファンドの購入の申込みを行なう投資者は、販売会社と投資一任契約の資産を管理する口座に関する契約および投資一任契約を締結する必要があります。
- ・各ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的な運用を行いません。
- ・毎年 6 月 15 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。

《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

| | |
|-----------------------------|---|
| 公社債の価格変動 (価格変動リスク・信用リスク) | 公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 |
| 為替ヘッジに伴うリスク | 為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。 |
| カントリー・リスク | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 |
| その他 | 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因になります。 |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

《ファンドの費用》

投資者が直接的に負担する費用

| | 料率等 | 費用の内容 |
|---------|-----------------------------------|-------|
| 購入時手数料 | 販売会社が別に定める率 ※徴収している販売会社はありません。 | — |
| 信託財産留保額 | ありません。 | — |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | 料率等 | 費用の内容 |
|-------------------------|---------------------------------------|---|
| TOPIXインデックス | <u>年率0.341%</u> <u>(税抜0.31%)</u> | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |
| 配分 (税抜) (注1) | 委託会社 | 年率0.19% |
| | 販売会社 | 年率0.10% |
| | 受託会社 | 年率0.02% |
| 日経225インデックス | <u>年率0.341%</u> <u>(税抜0.31%)</u> | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |
| 配分 (税抜) (注1) | 委託会社 | 年率0.19% |
| | 販売会社 | 年率0.10% |
| | 受託会社 | 年率0.02% |
| 外国株式インデックス (為替ヘッジあり) | <u>年率0.4455%</u> <u>(税抜0.405%)</u> | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |
| 配分 (税抜) (注1) | 委託会社 | 年率0.285% |
| | 販売会社 | 年率0.10% |
| | 受託会社 | 年率0.02% |
| 外国株式インデックス (為替ヘッジなし) | <u>年率0.4455%</u> <u>(税抜0.405%)</u> | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |
| 配分 (税抜) (注1) | 委託会社 | 年率0.285% |
| | 販売会社 | 年率0.10% |
| | 受託会社 | 年率0.02% |

運用管理費用
(信託報酬)

| | | 料率等 | 費用の内容 | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|------------|---|---|------|------|------|-------|----------|---------|---------|-------|----------|---------|---------|--|
| 運用管理費用 (信託報酬) | 日本債券インデックス | <u>年率0.3355%</u> <u>(税抜0.305%) 以内</u> | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 上記の運用管理費用(年率)は、毎月10日(休業日の場合翌営業日)(当初設定日から2017年3月10日(休業日の場合翌営業日)までの期間については当初設定日の前営業日)における新発10年国債の利回り(日本相互証券株式会社発表の終値)に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。 (新発10年国債の利回りが) イ. 1%未満の場合……………年率0.1485%(税抜0.135%) オ. 1%以上の場合……………年率0.3355%(税抜0.305%) | | | | | | | | | | | | |
| | 委託会社 | 配分については、 下記参照 | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。 | | | | | | | | | | | | |
| | 販売会社 | | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。 | | | | | | | | | | | | |
| | 受託会社 | | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。 | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>〈運用管理費用の配分〉 (税抜) (注1)</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前イの場合</td> <td>年率0.075%</td> <td>年率0.05%</td> <td>年率0.01%</td> </tr> <tr> <td>前オの場合</td> <td>年率0.185%</td> <td>年率0.10%</td> <td>年率0.02%</td> </tr> </tbody> </table> | 〈運用管理費用の配分〉 (税抜) (注1) | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 前イの場合 | 年率0.075% | 年率0.05% | 年率0.01% | 前オの場合 | 年率0.185% | 年率0.10% | 年率0.02% | |
| 〈運用管理費用の配分〉 (税抜) (注1) | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | | | | | | | | | | | | |
| 前イの場合 | 年率0.075% | 年率0.05% | 年率0.01% | | | | | | | | | | | | |
| 前オの場合 | 年率0.185% | 年率0.10% | 年率0.02% | | | | | | | | | | | | |
| 外国債券インデックス (為替ヘッジあり) | | <u>年率0.418%</u> <u>(税抜0.38%)</u> | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 | | | | | | | | | | | | |
| 配分 (税抜) (注1) | 委託会社 | 年率0.26% | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。 | | | | | | | | | | | | |
| | 販売会社 | 年率0.10% | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。 | | | | | | | | | | | | |
| | 受託会社 | 年率0.02% | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。 | | | | | | | | | | | | |
| 外国債券インデックス (為替ヘッジなし) | | <u>年率0.418%</u> <u>(税抜0.38%)</u> | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 | | | | | | | | | | | | |
| 配分 (税抜) (注1) | 委託会社 | 年率0.26% | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。 | | | | | | | | | | | | |
| | 販売会社 | 年率0.10% | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。 | | | | | | | | | | | | |
| | 受託会社 | 年率0.02% | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。 | | | | | | | | | | | | |
| J-REITインデックス | | <u>年率0.341%</u> <u>(税抜0.31%)</u> | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 | | | | | | | | | | | | |
| 配分 (税抜) (注1) | 委託会社 | 年率0.19% | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。 | | | | | | | | | | | | |
| | 販売会社 | 年率0.10% | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。 | | | | | | | | | | | | |
| | 受託会社 | 年率0.02% | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。 | | | | | | | | | | | | |

| | | 料率等 | 費用の内容 | |
|------------------|---------------------------|---------------------------------------|---|--|
| 運用管理費用 (信託報酬) | 外国REITインデックス (為替ヘッジあり) | <u>年率0.4345%</u> <u>(税抜0.395%)</u> | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 | |
| | 配分 (税抜) (注1) | 委託会社 | 年率0.275% | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。 |
| | | 販売会社 | 年率0.10% | 運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。 |
| | | 受託会社 | 年率0.02% | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。 |
| | 外国REITインデックス (為替ヘッジなし) | <u>年率0.4345%</u> <u>(税抜0.395%)</u> | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 | |
| | 配分 (税抜) (注1) | 委託会社 | 年率0.275% | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。 |
| | | 販売会社 | 年率0.10% | 運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。 |
| 受託会社 | | 年率0.02% | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。 | |
| その他の費用・手数料 | | (注2) | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 | |

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託およびETFは市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

《お申込みメモ》

| | |
|------------------------|---|
| 購入単位 | 最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万円当たり） |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。 |
| 換金単位 | 最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万円当たり） |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。 |
| 申込受付中止日 | ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行またはシカゴ商品取引所における米国債先物取引のいずれかの休業日 （注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。 |
| 申込締切時間 | 原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの） なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。 |
| 購入・換金申込受付 の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消すことがあります。 |
| 繰上償還 | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合 ・特定の指数が改廃された場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき |
| 収益分配 | 年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISA の対象ではありません。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。 |

◀ 当資料のお取り扱いにおけるご注意 ▶

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認くださいのうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00~17:00)

当社ホームページ

▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

ダイワ外国債券インデックス（為替ヘッジあり）（ダイワSMA専用）

| 販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名） | 登録番号 | 加入協会 | | | | |
|--------------------------------|----------|-----------------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|---|
| | | 日本証券業協会 | 一般社団法人 金融先物 取引業協会 | 一般社団法人 日本投資 顧問業協会 | 一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会 | |
| 大和証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第108号 | ○ | ○ | ○ | ○ |

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。